

全建労発第 51 号
平成 31 年 1 月 31 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

安全帯の規格の全部を改正する告示の施行について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本会の事業活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、別添のとおり厚生労働省労働基準局長から、平成 31 年 1 月 25 日に告示され、同年 2 月 1 日から適用される安全帯の規格の全部を改正する告示（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号）について通知がありました。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 184 号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 75 号）の施行に伴い、諸外国や国際標準化機構の動向等を踏まえ、高さが 2 メートル以上の箇所で作業を行う場合、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、足場を組み立てる等の措置が困難な場合等で使用される安全帯について、その安全性の向上を図るために、名称、使用制限及び構造等が全面的に改正されました。

つきましては、貴協会会員の皆様に周知下さいますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木